

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		市場への出入等に対する指示
根拠条例・規則等名		さいたま市食肉中央卸売市場業務規程
条 項		第 8 5 条 第 2 項
所 管 部 課		経済局 農業政策部 食肉中央卸売市場・と畜場（電話：048-644-2929）
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	1 市場の秩序を乱し、又は公共の利益を害する行為を行ったとき。 2 市長の承認を受けずに市場施設に建築、造作若しくは模様替えを加え、又は市場施設の原状に変更を加えたとき。 3 防疫その他管理上必要があるとき。
	設定等年月日	平成 1 7 年 5 月 1 日 設定 令和 2 年 6 月 2 1 日 最終改正
備 考		